

議員提出議案第 1 号

加西市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別紙、「加西市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」を議決されたく、会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 25 年 2 月 27 日提出

加西市議会議長 森田博美 様

提出者	加西市議会議員	森元 清蔵
賛成者	〃	植田 通孝
〃	〃	井上 芳弘
〃	〃	土本 昌幸
〃	〃	別府 直
〃	〃	黒田 秀一
〃	〃	織部 徹
〃	〃	三宅 利弘

加西市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

加西市議会政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 1 条中「及び第 15 項」を「から第 16 項まで」に改め、「研究」の右に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 2 条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 3 条第 1 項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「。以下基準日という。」を削り、同条第 2 項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 4 条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第 4 条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動に要する経費のうち、別表に定めるものに充てることができるものとする。

第 5 条及び第 6 条第 1 項から第 3 項までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第 7 条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「市政の調査研究に資するため必要な経費として」を「第 4 条に定める経費の範囲に基づいて」に改める。

第 9 条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（透明性の確保）

第 9 条 議長は、第 6 条第 1 項又は第 3 項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

項目	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、旅費、宿泊費等)
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等)
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費 (広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等)
広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費 (会場費、印刷費)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の加西市政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の加西市政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。